

< 短期間（30 日以内）の派遣就業を希望される派遣スタッフの皆様へ >

平成24 年の労働者派遣法の改正により、労働契約の期間が30 日以内の短期間の派遣（以下、日雇派遣という※1）が原則として禁止となりました。

但し、以下の要件に該当する場合に限り、「日雇派遣の禁止の例外」として、30 日以内の短期間であっても派遣が認められます。

つきましては、皆様が短期間（30 日以内）の派遣就業を希望される場合には、

1) 「日雇派遣の禁止の例外」に関する以下の説明をご一読ください。

2) ご自身が、以下の「日雇派遣の禁止の例外」の 1. のア～エのいずれかの要件に該当する場合には、

①確認書類（学生証または住民票、健康保険証、源泉徴収票、所得証明書等の公的書類）をご来社の上ご提示ください。

②やむを得ない事情により①の確認書類が用意できない場合には、別添の「日雇派遣の例外に関する確認・誓約書」の該当項目にチェックし、署名捺印の上、ご来社もしくは返信ご郵送にて、ご提出ください。※2

ご提出いただけない場合、日雇派遣に該当する仕事ご紹介できません※3

※1 労働者派遣法上の日雇派遣とは、日雇労働者（日々又は30 日以内の期間を定めて雇用する労働者）についての労働者派遣のことをいいます。

※2 ご来社の際は、お電話でご予約の上（03-5464-5931、受付時間：平日9：00～17：00）、お越しください。

本社オフィス：東京都渋谷区渋谷1-17-2 CRD渋谷ファーストビル3F

※3：①②の書類は、毎年ご提出いただく必要があります。

■日雇派遣の禁止の例外■

日雇派遣の禁止の例外は、次の2種類です。

1. 派遣労働者ご自身が次の要件の一つ以上に該当する場合

ア. 60 歳以上である場合

イ. 学校教育法の学校（専修学校・各種学校を含む）の学生又は生徒（定時制の課程の在学者等を除く）

ウ. 本業の年間収入の額が500 万円以上である場合

エ. 主たる生計者でなく、世帯の年間収入の額が500 万円以上である場合

※世帯とは必ずしも同居している必要はありません。

（別居している両親、又は兄弟等の近親者の勤労収入や財産収入を含めて500万円以上になればよい）

2. 派遣の業務が法の規定により例外認定された次のいずれかの場合

○ ソフトウェア開発 ○ 調査 ○ 研究開発 ○ 機械設計 ○ 財務 ○ 事業の実施体制の企画・立案

○ 事務用機器操作 ○ 取引文書作成 ○ 書籍等の制作・編集 ○ 通訳、翻訳又は速記の業務

○ デモンストレーション ○ 広告デザイン ○ 秘書 ○ 添乗 ○ OA インストラクション

○ ファイリング ○ 受付、案内※駐車場管理等を除く ○ セールスエンジニアの営業、金融商品の営業